年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
令和4年5月 11 日答申分

○答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　2件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第2101456号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第2200020号

第１　結論

請求者のＡ社における平成28年６月10日の標準賞与額を65万円に訂正することが必要である。

平成28年６月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年６月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和46年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成28年６月10日

請求期間に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間について、Ａ社から提出された平成28年６月10日支給の平成28年夏季賞与に係る「支給（給与・賞与）集計表」及び請求者に係る平成28年分の賃金台帳により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（65万円）に基づく厚生年金保険料（５万7,941円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる上、当該賃金台帳に記載された社会保険料の合計は、Ｂ市から提出された平成29年度（平成28年分）所得照会回答書に記載された社会保険料控除額と一致している。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年６月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和３年８月26日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年６月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　:　関東信越（東京）（受）第2101343号
厚生局事案番号　:　関東信越（東京）（国）第2200003号

第１　結論

昭和53年４月から昭和56年５月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和32年生
住　　　所　:

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　昭和53年４月から昭和56年５月まで

私は、昭和53年３月に短大卒業後、同年４月から専門学校に通っていた。専門学校の学生であった昭和53年５月から７月頃に、督促状が届き、Ａ市役所本庁舎で国民年金の加入手続を行い、当該手続時に国民年金保険料を納付したが、その後は、ハガキサイズの納付書が定期的に送付されてきたので、その都度、Ｂ銀行Ｃ支店の窓口で納付した。請求期間の国民年金保険料が未納とされているが、短大の時のアルバイト代で納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、昭和53年５月から７月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されるところ、請求者の基礎年金番号に統合された国民年金番号「*」は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金番号の前後の払出年月日から、昭和57年７月頃に払い出されたと推認できる。

このことから、請求者は昭和57年７月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和57年７月頃において、専門学校入学時（昭和53年４月）に遡って国民年金の被保険者資格を取得しているところ、

当該加入手続時点では、請求期間のうち、昭和53年４月から昭和55年３月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

一方、請求期間のうち、昭和55年４月から昭和56年５月までの期間は、国民年金の加入手続時点において過年度納付が可能であるものの、請求者は昭和 53 年５月から７月頃に、当該加入手続を行ったと同時に国民年金保険料を納付し、その後は定期的に納付書が届く度に納付していたと主張しており、過年度納付をしていたとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているＡ市役所及びＢ銀行Ｃ支店（現在は、Ｄ銀行Ｅ支店）は、書類の保有期間が経過しているため回答可能な記録がない旨回答していることから、保険料の納付状況は不明である。

また、Ａ市役所及び日本年金機構は、請求者が主張しているハガキと同じサイズの納付書について、不明である旨回答しており、確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2101534 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 2200004 号

第１　結論

平成２年＊月から平成３年３月までの請求期間、平成 10 年４月から平成 13 年 11 月までの請求期間、平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月までの請求期間及び平成 19 年７月から平成 20 年６月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 45 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成２年＊月から平成３年３月まで
②　平成 10 年４月から平成 13 年 11 月まで
③　平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月まで
④　平成 19 年７月から平成 20 年６月まで

私は、これまで15回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて 20 歳になった平成２年＊月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、ⅰ）オンライン記録によると、平成２年＊月及び平成 19 年１月から同年６月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ⅱ）平成 14 年 10 月 11 日の国民年金被保険者資格取得及び平成 20 年７月１日の同資格喪失が平成 21 年２月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年６月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、ⅲ）請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付することはできない（コンビニエンスストアでの納付は、平成 16 年２月開始）こと、ⅳ）請求期間は合計で＊か月であり、行政機関がこれほ

どの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 15 回通知されている。

今回、請求者は、16 回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。